

区分	父の状況		母の状況				
	基本指数	加算指数	基本指数	加算指数			
就労・採用予定	160h以上	26	/	26			
	140～160h未満	24		24			
	120～140h未満	22		22			
	100～120h未満	20		20			
	80～100h未満	18		18			
	64～80h未満	17		17			
	採用予定（生計中心者・保育士等優先利用希望者を除く）	15		15			
内職	16	16	16				
求職中・起業準備	10	倒産・解雇 5 生計中心者 3	10	倒産・解雇 5 生計中心者 3			
出産予定	/		33				
疾病	20	入院（1ヶ月以上） 常時臥床・指定難病	20	入院（1ヶ月以上） 常時臥床・指定難病			
		上記以外		上記以外			
障害	身体障害	20	1・2級 13 3級 10 上記以外 6	20	1・2級 13 3級 10 上記以外 6		
		精神障害	20		1級 13 2級 10 3級 6	20	1級 13 2級 10 3級 6
			知的障害		20		①・②・③ 13 ④ 10
	看護			20	常時臥床の親族を看護 10 通所・通院の付添い 週5日以上 10 同週4日以上 8 上記以外 4		20
	介護	20	要介護3～5 10 要介護2 8 要介護1 4	20	要介護3～5 10 要介護2 8 要介護1 4		
		18	週3日以上介護保険サービス利用あり	18	/		
災害復旧	50	/		50	/		
就学	就学中	18	職業訓練 4	18	職業訓練 4		
	就学予定	11	/		11	/	
不存在	別居	24	離婚調停中 拘禁中等 証明あり 20	24	離婚調停中 拘禁中等 証明あり 20		
	不存在	60	/		60	/	
計	/		計		/		

不存在	1
災害復旧	2
疾病・障害	3
出産	4
看護・介護	5
就労中	6
育児休業中	7
学生	8
稼働予定	9
求職中	10
在園者	11
管外受託	12
育休延長希望	13

①同保同時
②同保順次（上）
③同保順次（下）
④別保同時（同）
⑤別保同時（希）
⑥別保順次（同）
⑦別保順次（希）
⑧その他 ()

児童名

調整指数1(保育状況)		区分	指数
記載なし			0
委託	認可保育所、認定こども園（保育所部分）または特定地域型保育事業を利用中		5
	幼稚園に通園中		7
	家庭保育室に委託中（ベビーシッター等含む）		7
	ナーサリールームその他の認可外保育施設に委託中		7
	保育施設の一時保育を利用中		7
	事業所内保育施設に委託中		7
保護者が保育	養護施設等に入所中		15
	自宅にて保育		2
	自宅外にて保育		3
	育児休業中・産前産後休業中		6
保護者以外が保育	認可保育所、認定こども園（保育所部分）または特定地域型保育事業を利用していたが、保護者が下の子の育児休業を取得することに伴い、自主的に退所した児童の再入所申込みおよび、同時申込みの兄弟姉妹		11
	祖父母・その他の親族が保育		3
勤務先にて保育		5	
計			

調整指数2(加算状況)		区分	指数
市内の乳幼児保育所・地域型保育事業所・定期保育 卒園児			5
転園	転居・勤務地の変更		2
	在園施設の移転・廃止・統合・民営化		
	兄弟姉妹が在園する保育施設への転園		
	市外委託先から市内保育施設への転園		
生活保護等受給世帯		5	
単身赴任中		4	
保護者に、主たる事由以外に1つ以上要件を満たす事由あり（条件あり）		1	
保護者が保育士・保育教諭で、市内保育施設または幼稚園等に勤務中または採用予定		9	
兄弟姉妹	障害児あり		3
	未就学児童あり	同一園を第一希望とするもの 上記以外	3 2
	未就学児童なしで、小4までの就学児童あり		1
兄弟姉妹3人以上家庭（3人目以降人数につき1点）		1/人	
父方祖父	同居（65歳以上または保育ができない理由あり） 別居・不存在		1
父方祖母	同居（65歳以上または保育ができない理由あり） 別居・不存在		1
母方祖父	同居（65歳以上または保育ができない理由あり） 別居・不存在		1
母方祖母	同居（65歳以上または保育ができない理由あり） 別居・不存在		1
計			

合計指数

※市内幼稚園に勤務中または採用予定の場合は、預かり保育に従事する予定があることを要件とする。
 ※利用調整は、26条等通知児童かつ市内育成支援児童→26条等通知児童→市内育成支援児童→市内一般児童→市外一般児童→市外育成支援児童→育休延長希望児童の各区分の順に行う。
 ※異なる家庭状況で同合計指数の場合は「状況別優先順位表」の順により選考する。
 なお、状況別優先順位が同位の場合は、前年度市民税所得割額（住宅借入金等特別控除等の控除前の税額）の低い世帯から選考する。